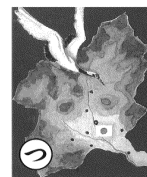




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年6月24日(金) 号外(第7号)

目次

ページ

条 例	ページ
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	2
○群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(森林保全課)	5
○群馬県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例(畜産課)	7
○群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(建築課)	8

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十八号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項上欄(一)中「第四十六条第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同欄(二)中「第四十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同欄(三)中「第四十七条の二第二項」を「第七十三条第一項」に改め、同欄(四)中「第四十七条の二第二項」を「第七十三条第二項」に改め、同欄(五)中「第十二条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年六月二十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十九号

群馬県税条例の一部を改正する条例

群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の五中「のうち規則で定めるもの」を「(証紙徴収の方法によるものを除く。)」に改め、「、規則で定めるところにより」を削る。

第三十八条の二中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第三十九条の五第二項中「附記された事項」を「付記された事項(施行規則第二條の三第一項に規定する事項を除く。)」に改め、同条第三項中「附記」を「付記」に改める。

第七十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)(は、この限りでない。

第八十二条中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第八十四条第二項中「第七十五条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限までに」に改める。

第八十六条の二の二第二項中「によつて」を「により」に改める。
附則第七条の四の二第二項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

附則第七条の四の三第一項の表前条第一項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第二項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改め、同項の表前条第一項第一号の項中「第九項まで」を

「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」に改める。

附則第九条第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(次に掲げる場合を除く。)」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第三十五条及び第三十七条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第十二条第三項中「第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第十四条の二の五第二項中「以下この条及び次条」を「次項」に改める。

附則第十四条の二の六第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年の所得税」に、「第三十九条の四の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。)」に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第四項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)」を「確定申告書」に改め、「(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書(その提出期限後において県民税の納

税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「(租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。)」を加え、同条第七項を削る。

附則第二十条第二項中「同条第二項中「当該土地の取得」とあるのは「当該施設の取得」と、同項第二号」を「同条第二項中「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」と、同項第二号」に改め、同条第八項中「この条」を「この項」に、「同条第二項中「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」と、同項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

附則第三十四条第一項を削り、同条第二項中「附則第七条の四の二第一項及び第三項並びに」を「附則第七条の四の二第三項及び」に、「附則第七条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第七条の四の二第三項」を「これらの規定」に、「令和三年」とあるのは「令和三年」とあるのは、「」に改め、同項を同条第一項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の四の二、第七条の四の三、第十二条及び第三十四条の改正規定並びに次条の規定 令和五年一月一日

二 第三十八条の二及び第三十九条の五の改正規定並びに附則第九条、第十四条の二の五及び第十四条の二の六の改正規定並びに附則第三条の規定 令和六年一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の群馬県県税条例(以下「新条例」という。)(附則第七条の四の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。)(第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。)(第四十一条

第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第四項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第三項及び第四項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新条例附則第七条の四の三第二項及び第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第四項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第四項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるこの条例による改正前の群馬県税条例（以下「旧条例」という。）附則第三十四条第一項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第七条の四の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

4 新条例附則第三十四条第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の群馬県税条例（以下「六年条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 六年条例附則第十四条の二の六第四項の規定については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る群馬県税条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第三十九号）の規定による改正前の群馬県税条例附則第十四条の二の六第四項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

第四条 新条例第七十五条、第八十四条及び第八十六条の二の二の規定は、令和五年

四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

群馬県条例第四十号

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

令和四年六月二十四日

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例(平成十年群馬県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「保全するとともに、県民の保健及び休養」を「保全し、森林空間の利用を通じて県民の保健、休養及び学び」に改める。

第三条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 無人航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。)を飛行させること。

第三条に次の二項を加える。

4 第一項の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

5 前項の使用料は、規則で定めるところにより納入するものとする。

第四条を次のように改める。

(行為の禁止)

第四条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が特に必要と認めて許可を与えた行為については、この限りでない。

一 施設を損傷し、又は汚損すること。

二 土地の形質を変更すること。

三 所定の場所以外で野営又はたき火をすること。

四 樹木を伐採し、損傷し、又は採取すること。

五 草類、蘚苔類、土石、樹根又は鉱物を採取すること。

六 野生動物を捕獲し、殺傷し、又は公園外に持ち出すこと。

七 当該公園外に生息していた動物の個体を放ち、又は生育していた植物を植栽し、

若しくはその種子等をまくこと。

八 規則で指定された場所以外の場所に車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百

五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)を乗り入れ、又は止め置くこと。

九 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。)その他の工作物又は物件を設置すること。

十 その他公衆の当該公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

第五条第一項に次の一号を加える。

三 前条各号に掲げる行為を知事の許可なく行ったとき、又は行おうとしたとき。

第七条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第十条の見出しを「(有料公園施設の使用料の納付)」に改め、同条第一項中「さくらの里」を「有料公園施設(赤城ふれあいの森に係るものを除く。)」に、「別表第二に掲げる金額」を「別表第三に掲げる額」に改め、同条第二項中「使用料」を「前項の使用料」に改める。

第十四条中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十五条中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第三条に規定する行為の制限に関する業務

二 第五条に規定する利用の拒否等に関する業務

第十五条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第七条に規定する有料公園施設の利用の承認に関する業務

第十五条の二第二項及び第十六条第二項中「別表第二に掲げる金額」を「別表第三に掲げる額」に改める。

別表第一中	21世紀の森	沼田市及び利根郡川場村
21世紀の森	沼田市及び利根郡川場村	
憩の森	渋川市	

を
に改める。

おうらの森 邑楽郡邑楽町

別表第三中 21世紀の森

を

に改め、同表を別表第四とする。

21世紀の森
憩の森
おうらの森

別表第二さくらの里の項を削り、同表に次のように加える。

憩の森	大会議室	半日につき	八九〇円
	小会議室	半日につき	二〇〇円
おうらの森	講義室	半日につき	八九〇円
	講義室	半日につき	八九〇円

別表第二の注を次のように改め、同表を別表第三とする。

注 半日とは、午前九時から正午まで又は午後一時から午後五時までをいう。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第三条関係)

物品販売	行為の種類		単位	金額
	公園又は公園施設内を移動して販売する場合	臨時に施設を設ける場合		
合	販売員一人につき一日	一平方メートルにつき一日	日	七四〇円
	七四〇円	七四〇円		
展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用(有料公園施設を		一平方メートルにつき一日	日	一〇〇円

除く。)	
その他の行為	その都度知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例(昭和五十五年群馬県条例第十六号)

- 二 群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例(平成二十五年群馬県条例第二十一号)

(経過措置)

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例並びに廃止前の群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例及び群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可又は許可の申請その他の手続は、この条例による改正後の群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可又は許可の申請その他の手続とみなす。

群馬県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年六月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十一号

群馬県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県畜産関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十三号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同条第三十五号中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十二号

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十一年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「長期優良住宅建築等計画の認定」の下に「若しくは同条第六項及び第七項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定」を、「第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画」の下に「若しくは長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条に次の一項を加える。

8 法第十八条第一項に規定する容積率の特例の許可を申請する者は、十六万円の手数料を納付しなければならない。

別表第一中「工事の種類」を「種別」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表に注として次のように加える。

注 新築以外とは、増築、改築又は法第二条第三項の維持保全を行う場合をいう。

別表第二中「工事の種類」を「種別」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表の注を次のように改める。

注1 型数とは、同一の形状、面積、位置、使用等の住戸の種類の数を用いる。

2 新築以外とは、増築、改築又は法第二条第三項の維持保全を行う場合をいう。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
